

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務健全性の確保を前提として、持続的な成長により企業価値を高めていくとともに、継続的・安定的な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、中期経営計画（2022-2025）<sup>(\*1)</sup>の第1ステージ（2022-2023）においては、1株当たりの配当水準の安定性を維持しつつ、グループ修正利益<sup>(\*2)</sup>の50%を基本として、配当と自己株式の取得により株主還元を行う方針としております。

当期は、継続的・安定的な株主還元を実施する観点から、これを上回る水準で株主還元を実施いたしたく、当期の剰余金の配当につきましては、以上を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

#### ■ 期末配当に関する事項

##### 1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額53,569,943,100円

この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金200円となります。

##### 2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月27日

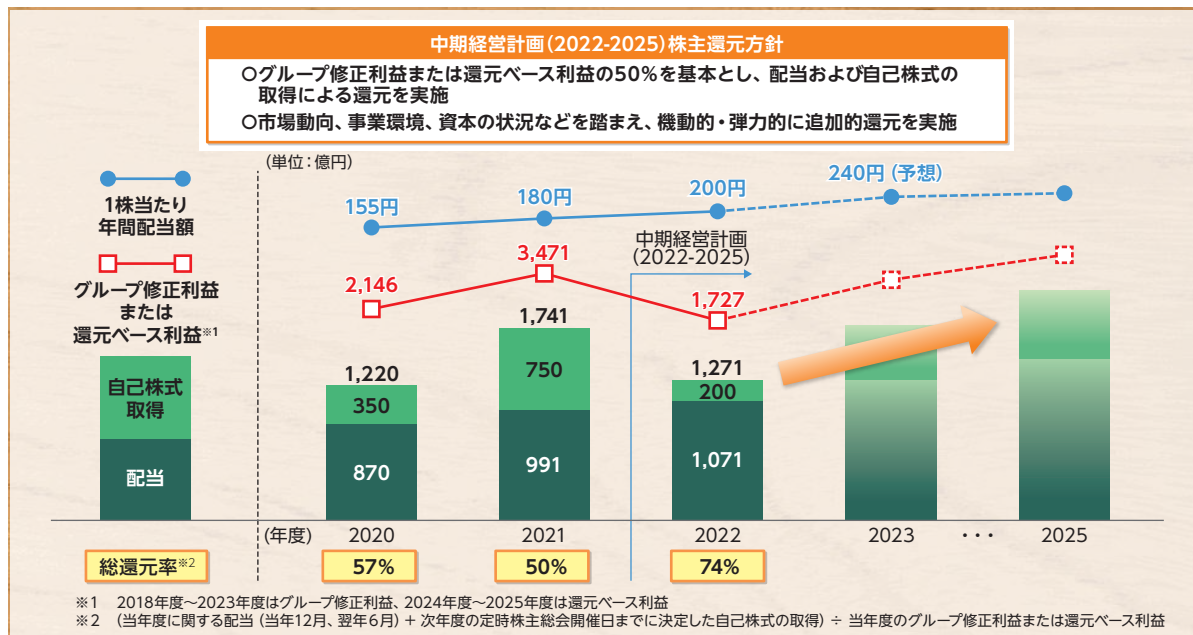
\*1 中期経営計画における株主還元方針は、次ページ「〈ご参考〉株主還元方針について」をご参照ください。

\*2 グループ修正利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期利益を基礎に、異常危険準備金繰入額（繰入の場合は加算・戻入の場合は減算）などの加減算を行うことにより算出しております。

## 〈ご参考〉株主還元方針について

グループ中期経営計画（2022-2025）において、第1ステージ（2022-2023）ではグループ修正利益の50%、第2ステージ（2024-2025）では還元ベース利益の50%を基本とし、配当および自己株式の取得による還元を行ってまいります。それに加え、市場動向、事業環境、資本の状況などを踏まえ、機動的・弾力的に追加的還元を実施していきます。

2022年度は、配当1,071億円（第1号議案を含みます。）と自己株式取得200億円の株主還元を実施いたします。



### グループ修正利益の計算式

$$\text{グループ修正利益}^{\ast 3} = \text{連結当期利益} + \text{異常危険準備金等繰入額}^{\ast 4, 5} - \text{その他特殊要因(のれん・その他無形固定資産償却額等)} + \text{非連結グループ会社持分利益}$$

- ※3 各調整額は税引後  
 ※4 国内損害保険事業および三井住友海上あいおい生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金  
 ※5 戻入の場合は減算

### 還元ベース利益の計算式

$$\text{還元ベース利益} = \text{IFRS純利益} - \text{IFRS純利益からの調整項目}^{\ast 6} + \text{政策株式売却損益}$$

- ※6 市況変動影響、新契約費繰延影響、不利契約関連損益、無形固定資産の償却、のれんの減損

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役11名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当
1	再任 から さわ やす よし 柄澤 康喜	男性	取締役会長 会長執行役員
2	再任 かな すぎ やす ぞう 金杉 恭三	男性	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員
3	再任 はら のり ゆき 原 典之	男性	代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループCEO）
4	再任 ひ ぐち てつ じ 樋口 哲司	男性	代表取締役 副社長執行役員 総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、広報・IR部、国際管理部、海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループCFO
5	新任 しま ず とも ゆき 嶋津 智幸	男性	執行役員 経営全般補佐
6	再任 しら い ゆう すけ 白井 祐介	男性	取締役執行役員 経営全般補佐
7	再任 ばん どう まり こ 坂東眞理子	女性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
8	再任 とび まつ じゅん いち 飛松 純一	男性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
9	再任 Rochelle Kopp ロッシェル・カッパ	女性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
10	再任 いし わた あけ み 石渡 明美	女性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
11	新任 すず き じゅん 鈴木 純	男性	社外取締役 独立役員

候補者  
番号

1



から さわ やす よし  
柄 澤 康 喜

再任

■ 生年月日	1950年10月27日生
■ 所有する当社株式の数	53,460株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)

#### ■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、広報、財務企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2010年から2016年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2016年から2021年まで同社の取締役会長を、また、2014年から2020年まで当社の取締役社長、2020年から当社の取締役会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

#### ■ 略歴

- 1975年 4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 2004年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
- 2005年 6月 同社取締役執行役員経営企画部長
- 2006年 4月 同社取締役常務執行役員
- 2008年 4月 同社取締役専務執行役員  
当社取締役
- 2009年 4月 取締役専務執行役員
- 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員  
当社取締役執行役員
- 2014年 6月 取締役社長 社長執行役員
- 2016年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員
- 2020年 6月 当社取締役会長 会長執行役員 (現職)
- 2021年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役常任顧問
- 2021年 6月 同社常任顧問 (現職)

#### ■ 当社における地位及び担当：取締役会長 会長執行役員

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として柄澤康喜氏に関する内容を記載しております。

候補者  
番号

2



かな すぎ やす ぞう  
金 杉 恭 三

再任

■ 生年月日	1956年5月29日生
■ 所有する当社株式の数	60,611株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)

#### ■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、経営企画、統合推進に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2022年まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長、2022年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役副会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

#### ■ 略歴

- 1979年4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 2008年4月 あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長
- 2009年4月 同社執行役員
- 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員
- 2011年4月 同社常務執行役員
- 2012年4月 当社執行役員
- 2012年6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
- 2013年4月 同社取締役専務執行役員
- 2014年6月 当社取締役執行役員
- 2016年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長
- 2020年6月 当社取締役副会長 副会長執行役員 (現職)
- 2022年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長 (現職)

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として金杉恭三氏に関する内容を記載しております。

候補者  
番号

3



はら のり ゆき  
原 典 之

再任

■ 生年月日	1955年7月21日生
■ 所有する当社株式の数	54,537株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)

#### ■ 取締役候補者とした理由

マーケット開発、営業、商品業務、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2021年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2021年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

#### ■ 略歴

- 1978年4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員企業品質管理部長
- 2010年4月 同社常務執行役員名古屋企業本部長
- 2012年4月 同社取締役常務執行役員
- 2013年4月 同社取締役専務執行役員
- 2015年4月 同社取締役 副社長執行役員
- 2016年4月 同社取締役社長 社長執行役員  
当社執行役員
- 2016年6月 取締役執行役員
- 2020年6月 取締役社長 社長執行役員 (現職)
- 2021年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員 (現職)

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役社長 社長執行役員 (グループCEO)

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として原典之氏に関する内容を記載しております。

候補者  
番号

4



樋 口 哲 司

再任

■ 生年月日	1961年6月24日生
■ 所有する当社株式の数	22,122株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)

#### ■ 取締役候補者とした理由

営業、商品業務、人事、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2018年から2020年まで三井住友海上火災保険株式会社の専務執行役員を、また、2021年から当社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

#### ■ 略歴

- 1984年4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 2014年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員東京本部長
- 2015年4月 同社執行役員経営企画部長
- 2016年4月 同社取締役常務執行役員
- 2017年4月 当社執行役員
- 2018年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員
- 2020年4月 当社専務執行役員
- 2020年6月 取締役専務執行役員
- 2021年4月 取締役 副社長執行役員 (現職)

#### ■ 当社における地位及び担当：代表取締役 副社長執行役員

総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、広報・IR部、国際管理部、  
海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループCFO

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として樋口哲司氏に関する内容を記載しております。

候補者  
番号

5



しま ず とも ゆき  
嶋 津 智 幸

新任

■ 生年月日	1963年3月16日生
■ 所有する当社株式の数	18,716株

#### ■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、損害サポート、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2023年から三井住友海上火災保険株式会社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

#### ■ 略歴

- 1985年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員人事部長
- 2016年 4月 同社執行役員中国本部長
- 2018年 4月 同社常務執行役員損害サポート本部長
- 2021年 4月 同社取締役専務執行役員  
当社執行役員（現職）
- 2023年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員（現職）

- 当社における地位及び担当：執行役員  
経営全般補佐

- 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として嶋津智幸氏に関する内容を記載しております。



候補者  
番号

6



しら い ゆう すけ  
白 井 祐 介

再任

■ 生年月日	1964年6月13日生
■ 所有する当社株式の数	10,421株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	10/10回 (100%)*

#### ■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、コンプライアンスに携わるなど、豊富な業務経験を有し、2023年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の専務執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

#### ■ 略歴

- 1988年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 2019年 4月 当社執行役員総合企画部長
- 2021年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員
- 2022年 4月 同社取締役常務執行役員  
当社執行役員
- 2022年 6月 取締役執行役員 (現職)
- 2023年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員 (現職)

#### ■ 当社における地位及び担当：取締役執行役員 経営全般補佐

#### ■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員

\*白井祐介氏は2022年6月27日開催の第14期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として白井祐介氏に関する内容を記載しております。

候補者  
番号

7



ばん どう ま り こ  
坂 東 眞 理 子

再 任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1946年8月17日生
■ 所有する当社株式の数	6,600株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会最終時)	6年

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内閣府男女共同参画局長、在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事、昭和女子大学学長等を歴任され、行政・教育分野やダイバーシティ推進に関する豊富な知見及び経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特にダイバーシティ推進について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。坂東眞理子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、行政・教育分野における幅広い知見や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

### ■ 略歴

- 1969年7月 総理府入府
- 1985年10月 内閣総理大臣官房参事官・内閣審議官
- 1989年7月 総務庁統計局消費統計課長
- 1994年7月 内閣総理大臣官房男女共同参画室長
- 1995年4月 埼玉県副知事
- 1998年6月 在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事
- 2001年1月 内閣府男女共同参画局長
- 2003年10月 学校法人昭和女子大学理事
- 2007年4月 昭和女子大学学長
- 2014年4月 学校法人昭和女子大学理事長
- 2016年7月 昭和女子大学総長 (現職)
- 2017年6月 当社取締役 (現職)

### ■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

### ■ 重要な兼職の状況：昭和女子大学総長

株式会社三菱総合研究所取締役 (社外取締役)

株式会社イトーキ取締役 (社外取締役)

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学、株式会社三菱総合研究所及び株式会社イトーキの間には取引がありますが、その取引金額は各法人の直近事業年度における年間事業活動収入又は年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、坂東眞理子氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として坂東眞理子氏に関する内容を記載しております。

候補者  
番号

8



とび まつ じゅん いち  
飛 松 純 一

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1972年8月15日生
■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	5年

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見及び経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループの経営の健全性確保について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。飛松純一氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

### ■ 略歴

- 1998年4月 弁護士登録  
森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 弁護士
- 2004年6月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
- 2016年7月 飛松法律事務所 (現 外苑法律事務所) 弁護士 (現職)
- 2018年6月 当社取締役 (現職)

### ■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

### ■ 重要な兼職の状況：外苑法律事務所弁護士

- 株式会社アマナ取締役 (社外取締役)
- 株式会社エーアイ取締役 (社外取締役 (監査等委員))
- 株式会社キャンディル取締役 (社外取締役 (監査等委員))

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と外苑法律事務所及び株式会社エーアイの間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社アマナ及び株式会社キャンディルの間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、飛松純一氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 飛松純一氏が2009年3月から2021年3月まで社外監査役に就任し、2021年3月から社外取締役に就任している株式会社アマナにおいて、2020年11月及び2023年5月、同社及び国内連結子会社で不適切な会計処理及び不適切な取引が行われた事実が判明いたしました。同氏は、それらの事実を事前に認識しておりませんが、日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は内部統制のさらなる強化の要請及び再発防止策の策定等に関して必要な提言を行ってまいりました。
3. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として飛松純一氏に関する内容を記載しております。

候補者  
番号

9



Rochelle Kopp  
ロッシェル・カップ

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1964年6月29日生
■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	3年

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

異文化コミュニケーションに関する豊富な知見並びに日本及び米国における経営コンサルタントとしての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループのグローバル展開について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

### ■ 略歴

- 1986年6月 ZS Associates, Inc. ビジネスアナリスト
- 1987年6月 同社シニア・ビジネスアナリスト
- 1988年8月 安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 国際広報スペシャリスト
- 1992年10月 IPC Group, Inc. コンサルタント
- 1994年7月 Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) (現職)
- 2015年1月 ビジネス・ブレイクスルー大学グローバル・リーダーシップコース教授
- 2019年4月 北九州市立大学外国語学部教授
- 2020年6月 当社取締役 (現職)

### ■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

### ■ 重要な兼職の状況：Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) 株式会社ライトワークス取締役 (社外取締役)

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と Japan Intercultural Consulting との間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社ライトワークスとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、ロッシェル・カップ氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」としてロッシェル・カップ氏に関する内容を記載しております。

候補者  
番号

10



いし わた あけ み  
石 渡 明 美

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1960年8月23日生
■ 所有する当社株式の数	100株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	10/10回 (100%)*
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	1年

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

花王株式会社執行役員として、ESG活動をけん引するなどサステナビリティに関する豊富な知見を有し、また、広報・コーポレートブランディングの統括責任者としての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

### ■ 略歴

- 1983年4月 ブリストル・マイヤーズ株式会社入社
- 1985年12月 花王株式会社入社 花王生活科学研究所配属
- 2003年3月 同社ハウスホールド事業本部商品開発マネジャー
- 2005年12月 同社生活者研究センター室長
- 2010年3月 同社生活者研究センターセンター長
- 2015年3月 同社執行役員コーポレートコミュニケーション部門統括
- 2021年1月 同社エグゼクティブ・フェロー
- 2022年1月 同社特命フェロー (現職)
- 2022年6月 当社取締役 (現職)

### ■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

\*石渡明美氏は2022年6月27日開催の第14期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

- (注) 1. 当社及び当社の主要な子会社と花王株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、石渡明美氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として石渡明美氏に関する内容を記載しております。

候補者  
番号

11



すず き じゅん  
鈴木 純

新任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1958年2月19日生
■ 所有する当社株式の数	2,500株

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

帝人株式会社帝人グループ駐欧州総代表、同社代表取締役社長執行役員 CEO等を歴任され、国際ビジネスに関する豊富な知見及び上場企業の経営者としての経験を有しておられます。当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

### ■ 略歴

- 1983年4月 帝人株式会社入社
- 2011年4月 同社帝人グループ駐欧州総代表  
Teijin Holdings Netherlands B. V.社長
- 2012年4月 帝人株式会社帝人グループ執行役員
- 2013年4月 同社帝人グループ常務執行役員
- 2013年6月 同社取締役常務執行役員
- 2014年4月 同社代表取締役社長執行役員 CEO
- 2022年4月 同社取締役会長
- 2023年4月 同社取締役シニア・アドバイザー (現職)\*

### ■ 重要な兼職の状況：帝人株式会社取締役シニア・アドバイザー\*

\* 2023年6月に帝人株式会社取締役を退任予定です。

- (注) 1. 当社及び当社の主要な子会社と帝人株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。鈴木純氏は、2023年6月開催予定の出光興産株式会社の定時株主総会において社外取締役に選任された場合、同取締役に就任予定であります。当社又は当社の主要な子会社と出光興産株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、鈴木純氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として鈴木純氏に関する内容を記載しております。

## 複数の候補者に共通する注記

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 坂東眞理子、飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美及び鈴木純の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、坂東眞理子、飛松純一、ロッシェル・カップ及び石渡明美の各氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。また、当社は、鈴木純氏も一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。
4. 当社は、坂東眞理子、飛松純一、ロッシェル・カップ及び石渡明美の各氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、鈴木純氏が選任された場合、当社は同氏との間に当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。



## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役神野秀磨氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	すずき けいじ <b>鈴木 啓司</b>	新任
■ 生年月日	1968年6月18日生	
■ 所有する当社株式の数	2,100株	

### ■ 監査役候補者とした理由

経理及びリスク管理に関する豊富な業務経験を有し、2022年から当社の執行役員を務めるなど、当社の業務全般を適切に監査できる知見を有していることから、監査役としての選任をお願いするものであります。

### ■ 略歴

- 1991年4月 三井海上火災保険株式会社入社
- 2016年4月 三井住友海上火災保険株式会社経理部部长
- 2018年4月 同社リスク管理部部长  
当社リスク管理部部长
- 2019年4月 リスク管理部部长
- 2022年4月 執行役員リスク管理部部长（現職）\*

### ■ 当社における地位及び担当：執行役員リスク管理部部长\*

\*本定時株主総会終結の時をもって退任予定です。

- (注) 1. 鈴木啓司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。鈴木啓司氏が選任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。



## 〈ご参考〉本定時株主総会終了後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

スキル 役員	企業 経営	国際性	IT・ デジタル	サステナ ビリティ	人事・ 人財育成	法務・ コンプライアンス	リスク 管理	財務・ 会計	保険 事業
柄澤康喜取締役	○	○		○	○	○	○	○	○
金杉恭三取締役	○	○		○	○	○			○
原 典之取締役	○	○		○	○		○		○
樋口哲司取締役	○	○	○	○	○	○	○	○	○
嶋津智幸取締役		○	○	○	○	○	○		○
白井祐介取締役				○		○	○		○
坂東真理子社外取締役	○	○		○	○	○			
飛松純一社外取締役		○				○			
ロッシェル・カップ社外取締役	○	○		○	○				
石渡明美社外取締役				○					
鈴木 純社外取締役	○	○		○	○				
須藤敦子監査役							○	○	○
鈴木啓司監査役							○	○	○
千代田邦夫社外監査役		○						○	
植村京子社外監査役						○			

スキル	スキル充足要件
企業経営	企業等の社長またはC x Oの経験がある
国際性	海外部門・海外における勤務・役員経験がある 海外事業投資・提携の業務経験がある 海外事業に関する専門的な知見を有している
IT・デジタル	IT・デジタル部門における勤務・役員経験がある IT・デジタル分野の企業での勤務・役員経験がある IT・デジタル分野に関する専門的な知見を有している
サステナビリティ	環境やサステナビリティ部門における勤務・役員経験がある 環境マネジメントやサステナビリティに関する専門的な知見を有している
人事・人財育成	人事部門における勤務・役員経験がある 人事や人財育成に関する専門的な知見を有している
法務・コンプライアンス	弁護士、裁判官、検察官の経験がある 法律事務所のパートナーの経験がある 法務・コンプライアンス部門における勤務・役員経験がある
リスク管理	リスク管理部門における勤務・役員経験がある 保険数理に関する専門的な知見を有している
財務・会計	財務・会計部門における勤務・役員経験がある 財務・会計に関する専門的な知見を有している
保険事業	保険業界での勤務・役員経験がある

## 〈ご参考〉取締役候補及び監査役候補の選任基準・独立性の判断基準（概要）

### 1. 社外取締役候補及び社外監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- 会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 十分な社会的信用を有すること。
- 保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 社外監査役にあつては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。

加えて、以下 (1) ～ (3) を満たすこと。

(1) 適格性	<p>会社経営に関する一般的常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資料や報告から事実を認定する力</li> <li>○問題及びリスク発見能力・応用力</li> <li>○経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力</li> <li>○率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性</li> </ul>
(2) 専門性	<p>経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。</p>
(3) 独立性	<p>次に掲げる者に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社又は当社の子会社の業務執行者</li> <li>② 当社の子会社の取締役又は監査役</li> <li>③ 当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた者）又はその業務執行者</li> <li>④ 当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料（除く積立保険料）の2%以上の支払いを当社の子会社に対して行った者）又はその業務執行者</li> <li>⑤ 当社の上位10位以内の株主（当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）</li> <li>⑥ 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者</li> <li>⑦ 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家</li> <li>⑧ 過去5年間に於いて上記②から⑦のいずれかに該当していた者</li> <li>⑨ 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者</li> <li>⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族</li> </ul>
※ 通算任期	<p>2015年4月1日以降に新たに就任する社外取締役及び社外監査役の通算任期を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社外取締役にあつては、4期4年を目処とし、最長8期8年まで再任を妨げない。</li> <li>② 社外監査役にあつては、原則として1期4年とするが、最長2期8年まで再任を妨げない。</li> </ul>

### 2. 社外取締役以外の取締役候補及び社外監査役以外の監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- 会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。
- 保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。

加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

## 〈ご参考〉サクセッションプランについて

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を目指すため、グループCEO（以下「CEO」といいます。）の選解任および後継者の育成を経営の重要課題の一つと位置付け、サクセッションプランを定めました。

概要は以下のとおりです。

### 1. CEOの選任基準

- ・当社グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を体現し、社会との共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value）の実現に高い価値観を有している
- ・将来ビジョンの構想力、構築力を備えている
- ・公平・公正さを備えている
- ・人財育成力を有している
- ・リーダーシップが発揮できる
- ・グローバルな対応力を有している
- ・グループベストを行動の基本としている

### 2. CEOの選任プロセス

#### (1) CEOによる推薦

- ・CEOは複数の候補者に優先順位をつけ、人事委員会（委員の過半数および委員長は社外取締役）に推薦します。
- ・候補者には当社グループ内出身者に加え、当社グループ外の人財を含めることができます。

#### (2) 人事委員会の審議

- ・人事委員会はCEOからの候補者推薦を受けて、審議を行います。
- ・社外取締役は、別の候補者を推薦することができます。

#### (3) 取締役会の決議

- ・(1)(2)のプロセスを経て、人事委員会は取締役会に助言を行い、取締役会の決議により決定します。

### 3. CEO候補者の育成計画

CEOは多くの候補者を育成することを自身の重要な役割と位置付け、候補者（当社グループ内出身者）には必要に応じて以下の経験を積ませることとします。

- ・複数部門（管理・業務・国際・営業・損害サービス・システム等）
- ・国内事業会社、海外子会社の経営

### 4. CEOの解任プロセス

(1) 社外取締役は、CEOが執行役員規程に定める禁止事項に該当した場合（会社法その他の法令または会社の規程に定める義務に違反することなど）や、健康上その他の理由により職務を適正に継続することが難しいと判断される場合等、解任に関する論議が必要と判断した場合には、自らの発議によりCEO以外の人事委員会委員と審議します。

その審議結果に基づき、会社法および社内規程に則り、必要な手続きを行います。

(2) 社外取締役以外の取締役は取締役会規程に基づき取締役会を招集請求のうえ、株主総会における取締役解任議案の提出を求めることができます。

## 〈ご参考〉 政策株式の削減取組みについて

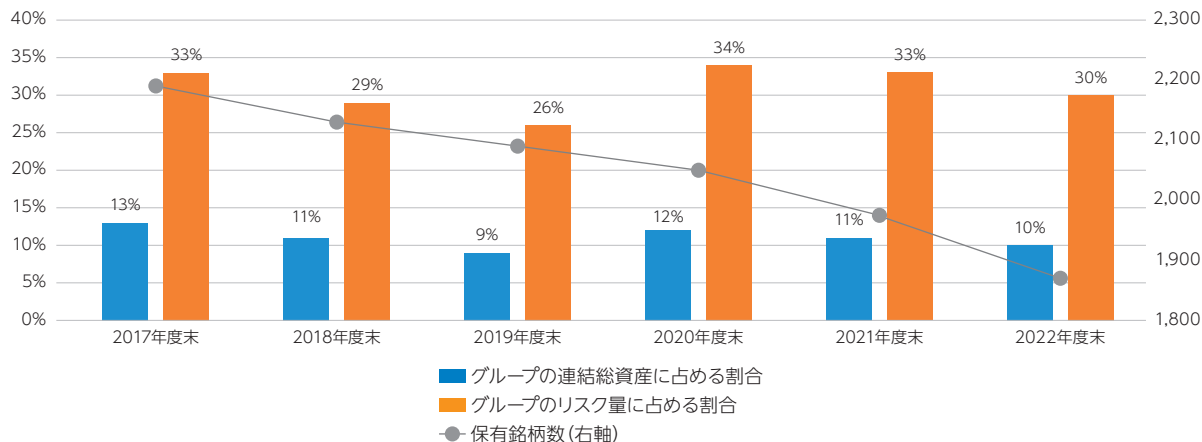
### 1. MS & ADインシュアランスグループとしての政策株式の保有削減に関する方針について

保険事業を中核とする当社グループは、多様な運用資産（債券や株式）に分散投資し、安定的な資産運用収益を獲得することによって、強固な財務基盤の構築に努めています。政策株式は、総合的な取引関係の維持・強化を目的として、長期保有を前提に投資する株式であり、その配当金は、国内損保子会社の利息配当金収入の約4割を占める主要な運用手段となっています。一方、株式を多く保有することによる株価変動の影響を減らし、強固な財務基盤を構築するために、政策株式の保有時価残高は引き続き削減する方針としています。

グループとしての削減額について、2017年度から2021年度の5年間は当初目標5,000億円に対し6,208億円、2022年度は当初目標年1,000億円（修正後1,500億円）に対し2,066億円といずれも目標を上回っており、2023年3月末の政策株式の保有時価残高は2兆6,045億円です。その結果、「グループの連結総資産に占める割合」は10%、「グループのリスク量に占める割合」は30%と、目標をおおむね達成しました。

しかしながら、当社グループの政策株式の保有時価残高は依然として高水準にあり、更なる資本効率の向上を目指すべく、現在取り組んでいる中期経営計画の4年間（2022年度から2025年度）で4,000億円の削減計画を6,000億円に増額することとしました。また、次期中期経営計画においても同水準の削減を継続し、政策株式の保有時価残高を2022年9月末比でおおむね半減することを目指しています。

#### 〈政策株式の保有割合〉



## <政策株式の削減額>

目標	現中期経営計画 (2022～2025年度累計)					
	修正前		修正後			
	4,000億円		6,000億円			
	前回までの削減計画 (2017～2021年度累計)					現中期経営計画（修正後）
						うち2022年度
目標	5,000億円					1,500億円
実績	6,208億円					2,066億円
(内訳)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
	1,513億円	1,367億円	1,118億円	1,027億円	1,181億円	

## 2. 政策株式の保有の適否の検証と削減取組み

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保が保有している政策株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益、リスク等が資本コストに見合っているか、個別の銘柄ごとに運用収益や保険収支を踏まえた保有の適否の検証を実施し、当社の取締役会において、検証結果を確認しています。

個別銘柄の検証結果を踏まえて、合理性目標を充足せず特に改善を要する銘柄については、建設的な対話を実施し、改善が見込まれる場合には保有を継続し、改善の見込みがない場合には売却交渉を実施します。保有の妥当性が認められる場合にも、市場環境や当社の経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

## 3. 政策株式に係る議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明しており、対応方針およびスチュワードシップ活動の概況報告を公表しています。議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えています。このため、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業との対話等を踏まえ、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等、具体的な判断基準・ガイドラインを設けています。基準・ガイドラインに該当した場合等、必要に応じて個別に精査したうえで、当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。